

東労基発 0324 第 2 号
令和 8 年 3 月 24 日

フリーランス安心ネット労災保険
代表者 殿

東京労働局労働基準部長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格別に御理解、御協力いただき、御礼を申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）が令和 7 年 5 月 14 日に公布、順次施行されています。

改正後の法律においては、個人事業者等（フリーランス・一人親方などのほか、中小事業者の代表者や役員も対象）にも、各種の措置を講じることが定められました。

個人事業者等の皆さまへ向けた労働安全衛生法改正の主なポイントについて、リーフレットを作成しましたので、御活用いただき、貴団体の会員に対し、貴団体の広報媒体等を通じた周知に御協力を賜りますようお願いいたします。